

## 仕様書

件名	会議室用机・椅子・椅子用台車の買入れ
仕様および数量等	<p>別紙「仕様内訳一覧表」のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 納入品は別紙「仕様内訳一覧表」に記載された仕様、参考品またはその規格、性能と同等以上の商品とすること。</li> <li>(2) 別紙「仕様内訳一覧表」に記載の、参考メーカー及び型番は、製品を選定する際の参考として例示するものであり、指定するものではない。</li> <li>(3) 別紙「仕様内訳一覧表」に記載ないものを納入する場合は、仕様、寸法、色等を対比できる資料（資料とは、仕様、形状等の詳細が記されたカタログなど。）を予め指定する期間内に発注者に直接提示し、承諾願を提出すること。その際に担当者よりサンプル品の提示の要望があった際は提示する期間内に用意すること、その結果当方が同等品と認めたものについてのみ納入を認める。</li> <li>(4) 契約締結後判明した廃番等による調整は、別途協議する。</li> <li>(5) 新品を納入すること。</li> </ul>
納入方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本契約には、運搬、組立、取付施工、転倒防止処置・設置作業等及びその他諸経費を含むものとする。</li> <li>(2) 台車等、納入に必要な道具は受注者が用意すること。</li> <li>(3) 納入車両が使用する駐車スペースは、発注者の指示によること。</li> <li>(4) 受注者が、万一建物・施設設備に損害を与えた場合は受注者の負担により現状復帰すること。必要とあらば追加の養生は受注者が行うこと。</li> <li>(5) 受注者は、納入設置位置あるいは転倒防止処置の方法等については発注者の指示に従うこと。</li> <li>(6) 納入者は本契約を履行するにあたっては、近隣住民に配慮し、作業を丁寧にかつ速やかに行うこと。また、不要な騒音等に十分注意すること。</li> <li>(7) 梱包材等は納入者が持ち帰り、法令を遵守し適正に処分すること。</li> <li>(8) 建物内は全面禁煙とし、喫煙は敷地内の所定の場所のみで行うこと。</li> <li>(9) トイレは所定の場所を使用すること。</li> <li>(10) 施設については下記 URL を参照のこと。  <a href="https://www.sanbo.metro.tokyo.lg.jp/hamamatsucho">https://www.sanbo.metro.tokyo.lg.jp/hamamatsucho</a> </li> </ul>
履行期限 (納入期限)	<p>令和2年6月30日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 納入作業期間は、令和2年6月24日から令和2年6月30までの間とし、詳細な納入日時については別途発注者の指示に従うこと。</li> <li>(2) 物品搬入時間及び梱包材等搬出時間は、原則平日午前9時から午後5時までとし、事前に担当者と調整すること。</li> </ul>
履行場所 (納品場所)	東京都港区海岸 1-7-1 東京ポートシティ竹芝 オフィスタワー 東京都立産業貿易センター 浜松町館
暴力団排除に関する特約事項	暴力団排除に関する特約事項は、別紙に定めることとする。

契約情報の公表について	<p>公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下とおり公表いたします。</p> <p>①公表項目 契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区別）、契約種別（工事・委託・物品等の区別）、契約相手方の名称、契約金額</p> <p>②公表時期及び手法 決算の公表に合わせて年 1 回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。</p> <p>なお、公表の趣旨にご理解いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。</p>
備考	<p>[グリーン購入] ・東京都グリーン購入ガイド適用製品については、同ガイドの水準 1 を満たしていること。または、グリーン購入法適合品であること。</p> <p>[環境により良い自動車利用] 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。      ①都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。      ②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。      なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。</p> <p>[本仕様書の解釈等]      (1) 本仕様書に定めのない事項もしくは疑義が生じた場合は、発注担当者と協議のうえ、処理すること。      (2) 万が一、納品時に破損等があった場合は、受注者が速やかに交換すること。</p>
担当者	東京都千代田区神田佐久間町 1-9 産業労働局秋葉原庁舎 産業貿易センター 浜松町館開設準備室 施設管理グループ 電話 03-3251-7896